

特別支援教育の理解啓発促進 委託要項

令和 4 年 2 月 3 日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

障害等による特別な支援を必要とする幼児児童生徒は増加傾向にあり、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級と、すべての学校・学級において特別支援教育の充実が求められている。また、ICT 環境の整備・充実が進むなど、子供たちの学習環境は大きく変化している。

こうした特別支援教育を巡る状況の変化を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を一層進展させていくためには、これまでに蓄積された知見の確実な普及及び新たな課題への対応が、適切な現状認識に基づき行われる必要がある。

この点、本事業では、特別支援教育における今後の施策の検討に資するため、

- ・これまでの委託事業等の成果の普及及び検証
- ・現行の制度における取組状況と課題の把握
- ・新たな課題の抽出・分析

等の検証及び実態把握を行い、全国的な特別支援教育の充実を図っていくものである。

2. 委託事業の内容

特別支援教育に係る全国的な取組状況の把握や委託事業の成果の検証や今後の施策の検討に資するための実態把握等を行う。

3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する（実施するテーマごとに別途定める公募要領によるものとする）。

- ・都道府県又は市町村（特別区を含む。）の教育委員会
- ・学校等設置法人、その他法人格を有する団体
- ・民間団体（NPO法人等含む）

ただし、任意団体については下記の要件を満たすこととする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託契約期間

本事業の委託契約期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

5. 委託手続

(1) 本事業の委託を受けようとする団体は、別途定める公募要領等に従って、事業実施計画書等を文部科学省に提出すること。

(2) 文部科学省は、有識者等からなる審査評価委員会を設置して、上記(1)により提出された事業実施計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、事業を委託する団体を決定し、当該団体と委託契約を締結する。

なお、審査評価委員会は、委託後も、受託団体において適切な事業遂行がなされるよう事業実施中の助言等を行い、また、事業終了後の事業評価等を行うことができる。

6. 委託経費

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

(2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、支払いが必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。

(3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。

(4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、事業実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費区分間の流用により経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。

(5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

(6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、再委託することができる。ただし、本事業

の全部を再委託することはできない。なお、再々委託を行うことはできない。

8. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書を完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約最終日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出するものとする。

9. 委託費の額の確定

(1) 文部科学省は、上記8により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

(1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

(2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。

(3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者等による連絡協議会を開催することができる。

(4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。

(6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については別に定める。